

令和3年度沖縄県家庭系食品ロス・食品廃棄物組成調査業務 仕様書

1 委託業務の名称

令和3年度沖縄県家庭系食品ロス・食品廃棄物の組成調査業務

2 委託業務の目的

家庭系食品ロス・食品廃棄物の組成を調査し、施策の資料とする。

3 委託業務内容

(1) 業務の項目

- ①家庭系廃棄物の組成調査
- ②報告書の作成

(2) 各業務の仕様

各業務の詳細な仕様は別紙1による。

4 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和4年2月28日まで

5 成果品の提出

- (1) 家庭系廃棄物の組成調査報告書 2部
- (2) (1)の報告書の電子データを収納した電子媒体 2部

6 その他

- (1) 受託者は、業務実施前に実態調査等及び集計にかかる実施計画書（作業要領、調査票、工程表を含む）を提出し、県の承諾を得るものとする。
- (2) 事業の進捗状況について、適宜、県環境整備課に報告するものとする。
- (3) 仕様書に記載のない事項や仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議するものとする。

1 家庭系廃棄物の組成調査

(1) 調査の目的

一般家庭から排出される可燃ごみを対象とした組成調査を実施し、家庭から排出される食品ロス・食品廃棄物の内訳（調理くず、手付かず食品等）や重量を把握する。また、排出地域やその世帯数・人口など、排出背景と関連させながら実態を把握し、食品ロス・食品廃棄物の発生抑制や減量化に関する施策の基とすることを目的とする。

(2) 調査対象廃棄物

一般家庭から排出される可燃ごみを調査対象とする。処分場に運び込まれる前の可燃ごみを別途回収して、調査試料とする。

(3) 調査対象地域

- ・糸満市
- ・調査は南部広域行政組合糸豊環境美化センターで実施する。

(4) 調査回数・規模

回数：2回

規模：1回あたり **ごみ袋60袋**を調査。

※実施日及び対象とする集積所は県担当者と協議して決定する。

調査1回あたりに集荷する可燃ごみ量の目安

市町村	ごみ集積所数	集積所1ヵ所あたりの ごみ袋サンプル数	ごみ袋の合計 (袋)
糸満市	20	3	60

(5) 調査時期・時間

時期：令和3年7月、1月

時間：前日準備半日及び調査日1日

※詳細な実施日については、県担当者と協議して決定する。

(6) 詳細な業務内容

①必要な器具の準備

- ・縮分、分類、重量測定、写真撮影、記録に必要な各種器具を準備すること。
(ブルーシート、分類用バケツ、はかり、カメラ、筆記用具等)

②作業員の確保

- ・組成調査及び調査結果の取りまとめに必要な人員を確保すること。

③組成調査

- ・荷下ろし、サンプルの調整（破袋、縮分、攪拌等）及び分類、重量測定、写真撮影を行うこと。
- ・厨芥類については別添のごみの組成分類表の細分類のとおりとすること。
- ・厨芥類の内、手付かず食品については、内容把握（野菜、精肉、鮮魚、加工食品等）を行うとともに、賞味期限・消費期限の表示を確認し、記録すること（重

量測定結果含む)。

- ・手付かず商品のうち、販売時の容器包装のままで排出され、消費期限・賞味期限表示のあるものは下記に4分類し、品目名と期限の日付をそれぞれ記録するとともに計量を行うこと。

- ①消費期限・期限内
- ②消費期限・期限切れ
- ③賞味期限・期限内
- ④賞味期限・期限切れ

- ・組成調査の作業手順については、県担当者と協議し承認を得た手法（四分法など）を用いること。

④調査結果のとりまとめ

- ・とりまとめの内容については、後述の報告書の作成に従うこと。

⑤その他上記事項に付帯する一切の業務

(7) その他

- ・調査に当たっては、環境省が示す「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等を参照する等し、必要な感染対策を講じること。
- ・業務の進捗状況については、県の指示により定期的に報告すること。
- ・収集地区・エリアについては、事前に世帯数や人口を把握しておくこと。
- ・仕様がない事項または仕様について生じた疑義については、県と協議して決定するものとする。

2 報告書の作成

(1) 報告書の仕様

- ・A4版100頁程度
- ・電子データを収納した電子媒体（CD-ROM）一式
- ・電子媒体には試料及び作業経過等の画像の電子データを含むこと。また、集計データを編集可能な状態で電子媒体に収納すること。
- ・調査の目的及び調査に関する基本的事項を含むこと。
- ・下記の調査結果の整理に基づいた事項を含むこと。

(2) 調査結果の整理

- ・分類毎の排出量を把握すること。
- ・季節による変動や傾向について考察を行うこと。
- ・手付かず食品については、賞味・消費期限の確認結果についても記載し、考察を行うこと。
- ・人口から、1人あたりの食品ロス・食品廃棄物の発生量を算出すること。

(3) その他

- ・受託業者が製作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- ・仕様がない事項または仕様について生じた疑義については、県と協議して決定するものとする。